

京 準 第 20 号  
令和 4 年 3 月 24 日

近畿運輸局長 金井 昭彦 殿

京都市域交通圏タクシー準特定地域協議会  
会 長 西 村 弘

京都市域交通圏タクシー準特定地域協議会の協議結果について(書面協議)

平素より、当協議会の運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 3 年 11 月 30 日付け近運自二第 642 号の 2 をもちまして通知のありました、京都市域交通圏の特定地域の指定に関する準特定地域協議会(書面協議)の協議結果については、下記のとおりですので報告いたします。

記

【書面協議事項】

(1)会長及び事務局長の任期の延長について

- ・京都市域交通圏の準特定地域の期限まで延長（任期：令和 4 年 9 月 30 日）
- ・なお、京都市域交通圏が準特定地域として令和 4 年 9 月 30 日まで延長されておりますが、延長された場合は、設置要綱の会長及び事務局長の任期についても、同様に延長させていただきます。

〈協議結果〉 合意する

(2)京都市域交通圏の特定地域の指定について

〈協議結果〉 合意しない